

I N D E X

◆ 所長からのメッセージ

今年もスギ花粉飛散の時期がやってきました 早めに花粉症対策をしましょう

◆ TOPICS

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案について

◆ 今月の Key Word

【花粉症】

◆ 労働衛生事例

- ・ 特定化学物質による中毒等
- ・ 一酸化炭素による中毒等

◆ 研修・セミナーのご案内(3月)

◆ 新着情報

- ・新着冊子のご案内
- ・新着ポスターのご案内

◆ 所長からのメッセージ ◆

今年もスギ花粉飛散の時期がやってきました早めに花粉症対策をしましょう

大分産業保健推進センター所長 三角 順一

原因;花粉症の原因物質は、直径約30ミクロン(0.03mm)ほどのスギ花粉であると言われていま
す。発症機序は、この花粉が鼻から吸入され、鼻、目、気管支などの粘膜に付着すると、私たちの体は、
本来私たちの体内にはないもの、すなわち異物と感じ、生体が防御機能を発現し異物の花粉を取り除
こうとする、すなわち、異物から体を守るための盾ともいえる抗体を作り、抗原である異物スギ花粉と私
たちの体を守る抗体とが結合する反応、医学的には抗原・抗体反応(アレルギー反応)を起こすこと
によると考えられております。この反応が起こる時には、血管は拡張しマクロファージと言う大食細胞が
現れ、ヒスタミン、カリクレインおよびレニンなどの反応物質が大量に産出され、粘膜下の組織は、細胞
や花粉の残骸処理に大忙しとなります。その過程で、組織を刺激し腫れやかゆみを起こしていると考え
られます。近年、中国大陸からの黄砂の中に、有害化学物質が、含まれており、これらが、花粉と共
に私たちの呼吸器に入り込んできている可能性も、指摘されています。

時期;スギ花粉飛散の時期は、2月から4月にかけてで、乾燥し気温が上昇し始める3月が、ピーク
となります。

症状;鼻の症状は、鼻水、鼻づまり、かゆみなどの鼻炎の症状、鼻のムズムズ感に伴うくしゃみの頻
発等、目の症状は、眼球結膜・眼瞼結膜の充血、かゆみ、涙、瞼の腫れ等の結膜炎の症状、顔面全体
の紅潮、その他頭重感あるいは、気管支喘息などとなって現れます。気分は、不快感・憂鬱感等で、
集中力を欠き、睡眠不足などで人と話しをするのが億くうになったり、仕事の能率が落ちることもありま
す。薬の効果が強く表れ、喉や鼻の粘膜の乾燥感が強くなり、唾液を呑み込むこともできなくなる人も

おります。薬によっては、眠気を催すこともあります。掛り付けの医師と十分相談しながら慎重に治療を進めてください。

注意事項； 車の運転や高所作業、その他危険物の取扱い、注意を要する監視業務等に従事する場合には、医師に伝え指導を受けることが大事です。

花粉症の予防；

- 1) 花粉情報に注意し、外出時には、花粉防止用のマスクを着用する。
- 2) 花粉の多い時には、外出を控えるか、マスクだけでなく花粉保護眼鏡も付ける。
- 3) 衣服は、表面が平滑な花粉の付着しにくいものにする。
- 4) 帰宅したら、玄関先で衣服や頭髪についた花粉を払い落とす。
- 5) 帰宅後は、手指・洗顔・うがい(4-5回)を丁寧にいき、鼻の中をぬるま湯か生理食塩水でよく洗う。
- 6) 十分な睡眠をとる、できれば8時間はとることが望ましい。
- 7) アルコールは、血管を拡張するので症状を悪化させる。
- 8) 喫煙は、鼻の粘膜を傷め花粉の影響を受けやすくする。
- 9) 過度のストレス・過労も避けることが望ましい。
- 10) バランスの良い食事、特にビタミン、ミネラルなどの摂取に留意し、刺激物は、避ける。
- 11) 洗濯物の取り込み等には、良く払い落したり、特に、症状が、酷い人がいる家庭では、アレルク
リンスプレー等で固形化したりして飛散を防ぐのもよいでしょう。

以上、参考にして頂き、花粉症の予防に、少しでもお役に立てて頂ければ幸いです。

◆ TOPICS ◆

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案について

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案」を、2月24日(火)に閣議決定し、第171回通常国会に提出することとなりましたので、お知らせいたします。

本法律案は、すべての化学物質による人や動植物への悪影響を最小化するため、包括的な管理制度を導入するとともに、化学物質規制の国際整合性を確保することを内容とするものです。

(1) 改正の背景

近年、国内では、化学物質の安全性の確保を含め、安全・安心についての関心が高まりつつあります。国際的にも、2020年(平成32年)までに、すべての化学物質による人の健康や環境への影響を最小化することが環境サミットで合意され、欧州では新たな化学物質規制が平成19年に施行されました。

また、国際条約において、一部の例外用途を除き製造・使用が禁止される化学物質が追加される見込みです。このように、化学物質管理を巡る状況は大きく変化しつつあります。

しかし、我が国では、昭和48年の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の制定以前から市場に存在する化学物質(既存化学物質)の多くについて安全性評価が未了であるなど、まだ十分な対応をとるには至っておらず、新たな措置を講ずることが必要となっています。

(2) 法律案の概要

既存化学物質を含むすべての化学物質について、一定数量以上の製造・輸入を行った事業者に対して、毎年度その数量等を届け出る義務を課すこと等により、安全性評価を着実に実施し、我が国における厳格な化学物質管理を推進します。

また、国際条約で新たに規制対象となる物質について、条約で許容される例外的使用を厳格な管理の下で認めるため規制の見直しを行う等、規制の国際整合化を行います。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/02/h0224-4.html>

◆ 今月のKey Word【花粉症】 ◆

花粉症(かふんしょう)とはI型アレルギー(いちがたー)に分類される疾患の一つ。植物の花粉が、鼻や目などの粘膜に接触することによって引き起こされ、発作性反復性のくしゃみ、鼻水、鼻づまり、目のかゆみなどの一連の症状が特徴的な症候群のことである。枯草熱(こそうねつ)とも言われる。

現在の日本ではスギ花粉によるものが大多数である

くしゃみ、鼻水、鼻づまりなどはアレルギー性鼻炎(鼻アレルギー)の症状であり、花粉の飛散期に一致して症状がおこるため、季節性アレルギー性鼻炎(対:通年性アレルギー性鼻炎)に分類され、その代表的なものとなっている。

目の痒みや流涙などはアレルギー性結膜炎の症状であり、鼻炎同様に季節性アレルギー性結膜炎に分類される。広義には花粉によるアレルギー症状全てを指すこともあるが、一般的には上記のように鼻および目症状を主訴とするものを一般的に呼ぶことがある。また、狭義には鼻症状のみを指し、目症状は結膜花粉症(または花粉性結膜炎)、皮膚症状は花粉症皮膚炎または花粉皮膚炎)、喘息の症状は花粉喘息、喉の不快感などの症状はアレルギー性咽喉頭炎などと別に呼ぶことがある。一般的には、花粉症の治療を受ける場合に適した診療科は耳鼻咽喉科であるが、近年のアレルギー増加にともない、たいていの医師は一定レベルの知識を有している。よって内科などでも十分な治療が受けられることがある。小児の場合は、慣れているという点で小児科のほうがよいことがある。同様に妊婦および授乳婦の場合は、産婦人科のほうがなにかと融通がきくことがある。ただし、症状がひどい場合は、その部位の専門医にかかったほうがいいとはいえる。すなわち鼻や喉の症状であれば耳鼻咽喉科、目の症状であれば眼科、皮膚症状がひどい場合は皮膚科が適する。

・・・以下略・・・

最終更新 2009年2月17日(火)09:05。

出典:フリー百科事典「ウィキペディア(wikipedia)より一部引用

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%8A%B1%E7%B2%89%E7%97%87>

◆ 労働衛生事例 ◆

職業性疾病発生事例 (2例 ー平成19年ー)

例 1

特定化学物質による中毒等

【有害要因】

ホルムアルデヒド

【業種】

医療保健業

【発生月】

3月

【被災者数】

中毒 1名

【発生状況】

病院の医療検査物の回収業務において、運搬車両内に残留していたホルムアルデヒドを吸入し、急性ホルムアルデヒド中毒となった。

【発生原因等】

- ・ 作業標準未作成
- ・ 安全衛生教育不十分

例 2

一酸化炭素による中毒等

【有害要因】

一酸化炭素

【業種】

鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業

【発生月】

3月

【被災者数】

死亡 1名

【発生状況】

マンション新築工事において、内装の塗装作業を行っていたが、塗料吹き付けに ガソリンエンジンのコンプレッサーを使用したため、コンプレッサーの排気ガスの一酸化炭素が屋内に充満して中毒で死亡した。

【発生原因等】

- ・ 作業標準未作成
- ・ 安全衛生教育不十分

◆◆ 新着情報 ◆◆

新着冊子のご案内

- 労働基準広報／3月号 特集◎子が3歳までの短時間勤務制度の義務化を提言
- 労働の科学 /3月号 特集◎年齢のちから

新着ポスターのご案内

- セクハラ・パワハラのパスターを作成しました！
- ※ 当推進センターにて無料配布しています。

◆ 研修・セミナーのご案内（3月） ◆

※赤い字で表記されました日時・会場等は、変更になっています。
ご注意ください。

■衛生管理者・安全衛生担当者・事業主・看護職等研修

時間:14:00~16:00

▽3月12日(木)

会場:大分産業保健推進センター 会議室

「職場における感染症予防」 明石 光伸(基幹相談員)

衛生管理者・安全衛生担当者・事業主・看護職等研修のページ

http://www.oita-sanpo.jp/H20_training/H20_eisei.htm

受講お申し込みはこちらからどうぞ

<http://www.oita-sanpo.jp/mail/kenshu.cgi>

■カウンセリング研修

時間:18:30~20:30

▽3月10日(火)

会場:大分産業保健推進センター 会議室

「事例検討」 渡嘉敷 新典(基幹相談員)

カウンセリング研修のページ

http://www.oita-sanpo.jp/H20_training/H20_cau.htm

受講お申し込みはこちらからどうぞ

<http://www.oita-sanpo.jp/mail/kenshu.cgi>

メールアドレスの変更、配信停止、ご意見・ご感想は、info@oita-sanpo.jp までお願いします。

皆様のご意見をお待ちいたしております。

今月も最後までお読みいただきまして、ありがとうございました。

Oita Occupational Health Promotion Center

独立行政法人 労働者健康福祉機構

大分産業保健推進センター

〒870-0046 大分県大分市荷揚町 3-1 第百・みらい信金ビル 7F

TEL:097-573-8070 FAX:097-573-8074

<http://www.oita-sanpo.jp> / E-mail: info@oita-sanpo.jp
